

「特許申請の実際について」

リガテック特許商標事務所 北岡 敬三

1. はじめに

みなさんは、日常不便に思っていることや問題点を解決するために、種々のアイデアを思いつくと思います。このアイデアは「特許」にすることができるかもしれません。

「発明」という言葉は、特許法では『自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの』と定義しています。つまり「発明」とは、技術的特徴を有する思想であり、新しく創り出したもので、「発見」とは区別され、高度なものをいいます。

日本の企業、研究機関、そして大学や個人の発明家は、基本的な発明や基本的な発明の改良発明について「特許」にするために多数の特許出願を行っており、その出願件数は世界一であります。

発明家の考え出したアイデアは、図1に示すように「発明」としてより広い概念で把握し、その発明をわかりやすく表現するために書面により文書化と図面化を行う必要があります。

2. 特許申請の必要性について

「発明」をしただけでは、特許を受けることができません。そこで、出願人が至急出願書類を作成して学会や講演会や新聞などによる発表の前、他人に話す前に特許庁に対してできる限り早く特許出願をしなければなりません。技術立国である日本では、この「発明」を特許庁へ特許出願することは知的財

産を確立するために重要なことでもあります。

この出願書類を作成する場合に大切なのは、みなさんが考えた発明の技術的特徴を明確に認識したうえで明細書と図面という書類に表現しなければならないことです。

3. 申請方法

特許出願を行う場合には、出願書類として、①願書②明細書③図面④要約書が必要です。これらの書類の作成および特許出願は、専門家（特許事務所）に作成代行を依頼するのがよいでしょう。これらの書類を作成する場合には、専門家との打ち合わせをする必要があります。作成代行する費用は、1件について例えば数十万円程度必要です。

書類の作成から特許権が得られるまでの簡単な手順は図2に示すとおりです。すなわち、例えば出願人が特許事務所に書類の作成と特許出願の代行を依頼した場合には、特許庁にその書類が出願されます。しかしこのままでは出願した書類は特許庁の審査官により審査されないので、別に審査請求（費用が例えば十数万円必要）を特許庁に行う必要があります。

書類が審査官により審査されて、ある要件が満たされると特許査定になります。そうではなく、その書類にある要件が欠けていると、拒絶理由が通知されますので、それに対して応答をする必要（費用が必要）があります。その応答に応じてさらに特許査定されるか拒絶査定されることになります。いずれにしても各段階で費用が発生します。

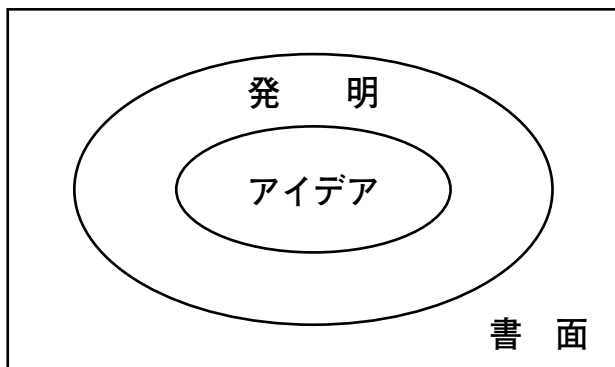


図1

第4年以降の特許料については、前年までに翌1年分だけを納付することも、何年分かをまとめて納付することもできますが特許料は年々段階的に増大していきます。

ある企業と別の企業が共同である「発明」を完成した場合には、共同である「発明」について特許出願する際に、この特許出願は、事前に秘密保持契約などを行ったうえで、学会発表や技術誌での発表あるいは講演会などで公表する前に行う必要があります。

4. おわりに

「発明」という技術的思想を、短時間で明細書において技術文書として記述し、図面で視覚的に表示することは相当難しい作業です。明細書と図面は、わかりやすく書く必要があります。

特許出願は、学会論文よりも重要になる場合があります。このところ、大学や研究機関が特許出願に注目して出願件数を増やしています。特許出願された明細書と図面には、その「発明」が明確にかつ詳しく書かれており、公報として公開されるので技術的進歩に寄与するばかりでなく、特許権が発生すれば権利書としての役割もあるのです。関連する専門の団体としては、発明協会、日本弁理士会等があります。

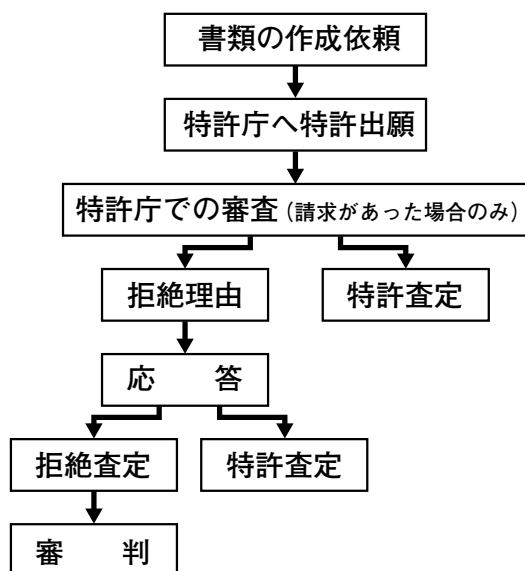


図2

審査が終了してその「発明」に特許査定がなされると、所定の特許料を納付し、特許登録原簿への特許権設定の登録がなされると、はじめて特許権が発生します。この特許権の存続期間は、出願日から20年で満了します。

特許料の納付は、特許査定の際に特許出願人に送達された日から30日以内に、初回に限り第1年から第3年分を一括して納付します。特許料の納付があったときは特許権の設定登録がなされますが、この納付期間内に特許料の納付がなされないと特許出願の却下処分がなされてしまうので注意が必要です。

